

## 企業ベンチャー投資なら

# 25%控除 税優遇へ

政府・与党は6日、企業がため込む現預金を投資に回すために検討してきた、ベンチャー投資への税優遇制度を固めた。大企業が一定要件を満たしたベンチャ

ー企業に1億円以上投資した場合、株式取得額の25%を法人税の課税所得から差し引く。中小企業も制度を使えるようにし、より少ない額の投資でも優遇を受け

られるようにする。12日もまとめる来年度の与党税制改正大綱に盛り込む。

この日あった自民党税制調査会の非公式の幹部会合で了承された。

具体的には、大企業や傘下のベンチャー投資ファンドが、設立後10年未満で非上場などの要件を満たしたベンチャー企業に、1件あたり1億円以上の投資を

することを条件にする。来年度から2年間の時限措置。

税優遇だけを受けて株を売り抜ける悪用を防ぐため、株式は5年間の保有を義務づける。また、対象となる投資先は、経済産業相が認定したベンチャー企業に限る。投資先が海外の場合、投資額を「5億円以上」と条件を厳しくする。

一方、中小企業（資本金1億円以下）による投資の場合、投資額の条件を「1千万円以上」と緩める。

新たな税優遇をつくる一方で、これまでの大企業への租税特別措置を厳しくする方向で見直す。今回の財源は、企業の接待飲食費についての特例措置を見直すことで捻出する。